

第二章 医療費適正化の推進

第一節 医療費適正化計画等

第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「医療費適正化基本方針」という。）を定めるとともに、六年ごとに、六年を一期として、医療費適正化を推進するための計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。第一次第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当たつて指針となるべき基本的な事項

3 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化計画に関する重要な事項
五 医療費適正化基本方針、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百六条第一項に規定する基本指針及び健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項を定めるものとする。

一 国民の健康の保持の推進に関し、医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項
二 医療の効率的な提供の推進に関する事項
三 厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

四 第一号及び第二号の目標を達成するための実施に關して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対し必要な協力を求めることができる。

五 各都道府県の医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同様）

じ。）に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能（同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

六 前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための国民の健康の保持の推進能をいう。以下同じ。）の分化及び連携の推進の成果に関する事項

七 計画の達成状況の評価に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

5 厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進、医療法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保並びに地域における医療及び介護の総合的な施設を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

九 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第七項において「国の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

十 都道府県は、都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

1 道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」といいう。）を定めるものとする。

2 都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項
三 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

4 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

5 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

6 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

7 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

9 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他他の関係者に対する協力を求める。

10 都道府県が、前項の規定により保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求める場合においては、保険者協議会を通じて協力を求めることができる。

11 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、年度（毎年四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。）次項の規定による結果の公表及び次条第一項の評価を行つた年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

12 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定めた年（以下この項及び第四項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費

13 県における医療に要する費用その他厚生労働省令で定める事項を踏まえるものとする。

14 都道府県医療費適正化計画は、医療計画、介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない。

15 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定めたものとみなす。

16 都道府県は、第三項第三号に掲げる事項を定めたものとみなす。

17 都道府県は、都道府県医療費適正化計画（以下この項及び第四項において「計画期間」という。）の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該都道府県医療費

用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。

は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する
国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」
という。）その他厚生労働省令で定める者（次
条において「支払基金等」という。）に委託す
ることができる。

4 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を

る健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支

は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受け、支払基金等が第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に内ちなげしづらう。

第十九条 保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともにを行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節並びに第二百一十五条の三第一項及び第四項に定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（特定健康診査に関する記録の保存）
第二十二条 保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。同条ただし書の規定により特定健康診査の結果を証明する書面の提出等に対する特典を受ける場合は、前項の規定による記録の保存の要件を除く。

は匿名医療保険等関連情報の利用に関して知識を得た匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 等等には給料を支給せねばならぬが、厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することが

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる（同じ。）は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

面の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第三十七条第四項の規定により特定健康診査、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者（国との他の行政機関を除く。以下の項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

二 特定健康診査等の実施方法に関する事項
二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

(特定健康診査の結果の通知)

第二十三条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康診査を受けた加入者に対して、当該特定健康診査の結果を通知しなければならない。第二十六条第二項の規定により、特

2 は匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他事業所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定による質問又は立入検査を行う場

病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。(以下同じ。)及び特定保健指導員(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技

三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項等を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定保健指導）
第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 術を有する者として厚生労働省令で定めるもの
が行う保健指導をいう。(以下同じ。)の適切かつ
一つ有効な実施を図るために基本的な指針(以下
「特定健康診査等基本指針」という。)を定める
ものとする。

第二十一条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行なうものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第一項の規定により特定健康診査に関する記録の二項の規定により特定健康診査に関する記録の

(特定保健指導に関する記録の保存)
第二十五条 保険者は、前条の規定により特定保健指導を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。次条第二項の規定により特定保健指導に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第四項の規定により特定

関連情報利用者が第十六条の三から第十六条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(支払基金等への委託)

一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に

送付を受けたときは、この限りでない。
(他の法令に基づく健康診断との関係)

の加入者は係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。この場合において、保険者は、当該特定健康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところに

より、当該特定健康診査又は特定保健指導をする費用を請求することができる。

2 保険者は、前項の規定により、他の保険者の加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の保険者に送付しなければならない。

3 保険者は、その加入者が、第一項の規定により、他の保険者が実施する特定健康診査又は特定保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払った場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健

康診査又は特定保健指導をする費用として相当な額を支給する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに關し、別段の定めをすることができる。
(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者(国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。次項において同じ。)があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合に係る第百二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき、当該事業者等が保存している当該加入者に係る

健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

(健康診査等指針との調和)

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

4 特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項、第二十二条第一項、第二十一条、第二百二十六条第二項、第二十二条第一項、第二十一条、第二百二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条第三項に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

4 (実施の委託)

第二十八条 保険者は、特定健康診査等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に對し、委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

(関係者との連携)

第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に對して特定健康診査等を実施するに當つては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第一百十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行つた市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健康診査の効率的な実施のため、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

(市町村の行う特定健康診査等の対象者の範囲)

第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの人であつた者は、そ

の実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(概算前期高齢者交付金)

第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額の合計額

イ (1) 及び (2) に掲げる額の合計額か
ラ (3) に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の二に相当する額

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

(前期高齢者交付金)

第三十二条 支払基金は、各保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。以下この章において同じ。)に係る加入者の数に占める前期高齢者である加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後である加入者であつて、七十十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に対する、前期高齢者交付金を交付する。

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

(前期高齢者交付金の額)

第三十三条 前条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とする。

(前期高齢者交付金の額)

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。

(前期高齢者交付金の額)

2 前項の前期高齢者交付金の額は、当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(2) 当該年度における概算調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額(以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。)

3 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(3) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(4) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(5) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(6) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(7) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(8) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

(9) 当該年度における概算報酬調整後調整対象基準額

百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

ころにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とする。

二 当該保険者の給付（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）であつて医療保険各法の規定による医疗に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（以下「保険者の給付に要する費用」という。）の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）

二 当該保険者が概算基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 一人平均前期高齢者給付費見込額

第一項各号の概算調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額（被用者保険等保険者にあつては、当該額に概算額補正率を乗じて得た額）の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額に当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（第六項第一号において「概算報酬調整率」という。）及び概算給付費補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額の合計額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

一 当該保険者に係る標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定

される額（次号並びに第百二十条第一項第一号イ及びロにおいて「標準報酬総額の見込額」という。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の

二　見込数で除して得た額

一　全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬
総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等
保険者に係る加入者の見込総数で除して得た
額として厚生労働省令で定めるところにより
算定した額

前二項の概算額補正率は、各被用者保険等保
険者に係る第一号に掲げる額から第二号に掲げ
る額を控除して得た額の合計額が第三号に掲げ
る額から第四号に掲げる額を控除して得た額の
合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定める
ところにより算定した率とする。

一　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額に概算加入者調整率を乗じて得た額

二　前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算
額

三　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

四　被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

第五項の概算給付費補正率は、各被用者保険
等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第
二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生
労働省令で定めるところにより算定した率とす
る。

二　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
報酬調整率及び概算加入者調整率を乗じて得
た額

二　第一項各号の調整対象給付費見込額に概算
加入者調整率を乗じて得た額

第三項、第四項、第五項第一号及び第三号並
びに前項各号の概算加入者調整率は、厚生労働
省令で定めるところにより、当該年度における
全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する
割合（その割合が同年度における下限割合（同年
度における全ての保険者に係る加入者の見込総
数に対する前期高齢者である加入者の見込総数）
に対する前期高齢者である加入者の見込数の割
合）

の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第七項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される

率とする。

第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 被保險者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）

二 共済組合 組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

第二項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費見込額は、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

（確定前期高齢者交付金）

第三十五条 第三十三条条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額の合計額

イ （1）から（3）までに掲げる額の合計額から（4）に掲げる額を控除して得た額

（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

（1）前々年度における当該保険者に係る調査整対象給付費額

（2）前々年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十二条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額に、同年度における当該保険者に係る加入者の数

に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」とい

(3) 前々年度における当該保険者に係る感染者に関する法律(平成十年法律第百四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額」という。)

(4) 前々年度における確定調整対象基準額

口 前々年度における当該保険者に係る調整額、前期給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の三分の一に相当する額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額から同年度における確定調整対象基準額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

前項各号の調整対象給付費額は、前々年度、前々年度の初日の属する年の前年の四月一日の属する年度及び前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額(各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額をいう。)の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。

一 当該保険者の給付に要する費用の額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を乗じて得た額とする。

前項各号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額

イ 第三十四条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除した額

二 整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一

三 整対象基準額から、当該保険者に係る後期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一

四 被用者保険等保険者以外の保険者 第三十一条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一

五 被用者保険等保険者以外の保険者 第三十一条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。（確定前期高齢者納付金）

六 保険者の割合が少ないものとして政令で定める割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とし、当該各号に定める額とする。

口 第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調査整後調整対象基準額から、当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が負担調整前確定前期高齢者納付金相当額から、特別負担調整対象額（イに掲げる合計額から、当該額が負担調整前確定前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前確定前期高齢者納付金相当額とする。）をいう。第三項において同じ。）を控除して得た額と負担調整額との合計額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額

(2) 前々年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

口 次に掲げる額の合計額に前々年度の前条第一項第二号ロの特別負担調整基準超過保険者に係る負担調整額を乗じて得た額と負担調整額との合計額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額

(2) 前々年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

口 次に掲げる額の合計額に前々年度の前条第一項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る負担調整額を乗じて得た額と負担調整額との合計額

イ 次に掲げる合計額

(1) 前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額

(2) 前々年度における当該保険者に係る第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 特別確定負担調整基準超過保険者（前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額がロに掲げる額を超える者であつて、政令で定めるところにより算定した同年における当該保険者の財政力が政令で定められた場合となるよう、年度ごとに政令で定める率とし、当該各号に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。）の三分の一

三 全ての特別概算負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

四 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

五 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

六 保険者の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一

一 被用者保険等保険者 第三十一条第一項各号の確定調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び前

二 特別確定負担調整基準超過保険者（前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額がロに掲げる額を超える者であつて、政令で定めるところにより算定した同年における当該保険者の財政力が政令で定められた場合における当該保険者の財政力が政令で定められた場合となるよう、年度ごとに政令で定める率とし、当該各号に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。）の三分の一

三 全ての特別概算負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

四 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

五 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

六 保険者の合併等の額の特例

イ 第四十二条第一項第一号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理により各保険者がから徴収する前期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定する。（前項の規定による）

二 特別確定負担調整基準超過保険者（前々年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額がロに掲げる額を超える者であつて、政令で定めるところにより算定した同年における当該保険者の財政力が政令で定められた場合における当該保険者の財政力が政令で定められた場合となるよう、年度ごとに政令で定める率とし、当該各号に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。）の三分の一

三 全ての特別概算負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

四 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

五 第二項第一号ロの負担調整基準超過保険者に係る特別負担調整対象見込額から負担調整対象見込額を控除した額の総額（第九十三条第一項第一号ロの負担調整見込額の総額）

六 保険者の合併又は分割により成立した保険者、合併又は分割後存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例については、政令で定める。

(前期高齢者交付金の額の決定、通知等)
第四十二条 支払基金は、各年度につき、年

者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を決定し、当該各保険者に対し、その者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額、交付の方法その他必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により前期高齢者交付金の額が定められた後、前期高齢者交付金の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者交付金の額を通知しなければならない。
支払基金は、保険者に対し交付した前期高齢者交付金の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに交付の方法その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の前期高齢者交付金の額を超える場合には、その超える額について、未払の前期高齢者交付金があるときはこれに充當し、なお残余があれば返還させ、未払の交付金がないときはこれを返還させなければならぬ。支払基金は、各年度につき、各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を決定し、当該各保険者に対し、その者が納付すべき前期高齢者納付金等の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
第四十三条 支払基金は、前項の規定により前期高齢者納付金等の額が定められた後、前期高齢者納付金等の額を変更する必要が生じたときは、支払基金は、当該各保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の前期高齢者納付金等の額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
支払基金は、保険者が納付した前期高齢者納付金等の額が、前項の規定による変更後の前期高齢者納付金等の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知と
等その他の章の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

第四十四条 支払基金は、保険者が、納付すべき（督促及び滞納処分）

期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前期高齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第四十五条 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る前期高齢者納付金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る前期高齢者納付金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、前期高齢者納付金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる前期高齢者納付金等の額は、その納付があつた前期高齢者納付金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

一 監督状に指定した期限までに前期高齢者納付金等を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

(納付の猶予)

第四十六条 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付するに当が著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けたて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る前期高齢者納付金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る前期高齢者納付金等につき新たに第四十四条第二項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

第四章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

(後期高齢者医療)

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

(広域連合の設立)

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

(特別会計)

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第二節 被保険者

(被保険者)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

（適用除外）

（第五十一条）前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。
（資格取得の時期）

（一）生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

（二）前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としないの適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

（第五十二条）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日又は前条各号のいずれかに該当しなくなつた日から、その資格を取得する。
（一）当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者が、第五十条第二号の認定を受けたとき。
（二）七十五歳以上の者が当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたとき。

（第五十三条）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日若しくは第五十条第二号の状態に該当しなくなつた日又は第五十二条第二号に掲げる者に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなつた日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。
（二）後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第五十三条第一号に規定する

3 五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号）の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第八百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報書を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であるとの確認を受けることをいう。（以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であるとの確認を受け、第一項の給付を受け得るものとのとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関のあるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うこととが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項
第四号の申出について検討を加え、当該申出に
係る療養を患者申出療養として定めないことと
した場合には、理由を付して、その旨を当該申
出を行つた者に速やかに通知するものとする。
(保険医療機関等の責務)

第六十五条 保険医療機関等又は保険医等(健康
保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬
剤師をいう。以下同じ。)は、第七十一条第一
項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準
に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱
い、又は担当しなければならない。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に關
し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤
に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導
を受けなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指
導をする場合において、必要があると認めるとき
は、診療又は調剤に関する学識経験者をその
関係団体の指定により立ち会わせるものとする。
ただし、関係団体が指定を行わない場合又
は指定された者が立ち会わない場合は、この限
りでない。

(一部負担金)

第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険
医療機関等について療養の給付を受ける者は、
その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又
は第七十一条第一項の療養の給付に要する費用
の額の算定に関する基準により算定した額に當
該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負
担金として、当該保険医療機関等に支払わなけ
ればならない。

一次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
百分の十

二 当該療養の給付を受ける者又はその属する
世帯の他の世帯員である被保険者その他政令
で定める者について政令で定めるところによ
り算定した所得の額が前号の政令で定める額
を超える政令で定める額以上である場合 百分
分の三十

保険医療機関等は、前項の一部負担金（第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることを努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第六十八条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他に厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第六十一条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一　一部負担金を減額すること。
- 二　一部負担金の支払を免除すること。
- 三　保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

前項の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(保険医療機関等の診療報酬)

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に關し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關して当該保険医療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、

付にかかる医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用につき、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものと、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。

6 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に関する事務の委託を受けた指定法人は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(療養の給付に関する基準)

第七十二条 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条の規定にかかるわらず、前項の規定により中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

第七十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者」）に文書をもって答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。
(保険医療機関等の報告等)

あつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十六条の七第二項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第十六条の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(健康保険法の準用)

第七十三条 健康保険法第六十四条の規定は、この法律の規定による療養の給付について準用する。

(入院時食事療養費)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者(長期入院療養を受ける被保険者(次条第二項において「長期入院被保険者」という。)を除く。以下この条において同じ。)が、保険医療機関等(保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第六十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

入院時食事療養費の額は、当該食事療養について、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食事療養費の状況及び特定介護保険施設等(介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等（保険薬剤師を除く。次条第四項において同じ。）は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 被保険者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その被保険者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

8 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならぬ。

9 第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで及び第七十二条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（入院時生活療養費）

掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、当該長期入院被保険者に対し、入院時生活療養費を支給する。ただし、当該長期入院被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

1 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十五条の三第一項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費用の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

3 保険医療機関等及び保険医等は、厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

4 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定による基準及び前項に規定する入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七项まで、第七十二条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

二 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合計額、当該療養に生活療養が含まれるとときは当該額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第六十七条各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第六十九条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除了した額

二 当該食事療養につき第七十四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除了した額

三 当該生活療養につき前条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額から生活療養標準負担額を控除了した額

四 厚生労働大臣は、評価療養（第六十四条第二項第三号に規定する高度の医療技術に係るもの及び担当に関する基準に従い、保険外併用療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

基準並びに前項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならない。
第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。
健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十六条、第七十条第二項から第七项まで、第七十二条及び第七十四条第五項から第七项までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
第六十八条の規定は、前項の規定により準用する第七十四条第五項の場合において当該療養費付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行つことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるとときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める。

4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十一条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十五条第二項の規定を、保険料においては第七十八条第一項に規定する訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をする。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

5 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

6 被保険者が指定訪問看護を受けようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護により算定した費用の額（平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額を採用する。

5 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

6 第七十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

7 後期高齢者医療広域連合は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があつたときは、第四項の厚生労働大臣が定める基準及びひいては第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 第七十一条第四項から第七項まで及び第七十四条第五項から第七項までの規定は、指定訪問看護事業者について受けた指定訪問看護及びこれに伴う訪問看護療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關しそうな技術的の説替えは、政令で定める。

9 第六十八条の規定は、前項において準用する第七十四条第五項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

10 指定訪問看護は、第六十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

11 前各項に規定するもののほか、第四項の厚生労働大臣が定める算定方法の適用及び指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関する重要な事項は、政令で定める。

2 指定訪問看護の事業の運営に関する基準

第七十九条 指定訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生労働大臣が定める。

第十九条	第一項に規定する指定訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行うこととの他の措置を講ずることにより常に指定訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。
第二十条	厚生労働大臣は、第一項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。
第二十一条	第七十二条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。
第二十二条	（厚生労働大臣又は都道府県知事の指導）
第二十三条	第八十条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関して、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。 (報告等)
第二十四条	第八十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができるもの。
第二十五条	第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。
第二十六条	都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律の規定による指定訪問看護に関する健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。
第三项	第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する

する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる被保険者を除く。(以下この条において「保険料滞納者」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料滞納の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、特別療養費を支給する。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合について、これらの場合に該当する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者に対し、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

6 第後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する被保険者に対し、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項、第六十五条、第六十六条、第七十条第一項、第七十二条、第七十四条第七項（第七十七条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条及び前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受け取った特別療養費に係る療養又は指定訪問看護及びこれらに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

8 第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けないといふことは第七十七条第一項の規定が適用されることとなるときは、後期高齢者医療広域連合は、療養費を支給することができる。

9 第七十七条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「受けるべき場合は」とあるのは、「受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第四目 移送費の支給

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十三条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養費及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第三款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(高額療養費)

第八十四条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第六十七条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十七条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。

(高額介護合算療養費)

第八十五条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給す

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四款 その他の後期高齢者医療給付者の死亡に關しては、条例の定めるところによつて、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わぬことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行なうことができる。

第五款 後期高齢者医療給付の制限

第八十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

第八十八条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わぬことができる。

第八十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、刑事施設、労役場その他これらに準する施設に拘禁された場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由がなく治療養に関する指示に従わぬときは、療養の給付等の一部を行わぬことができる。

第九十一条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者が、正当な理由がなく第六十条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わぬことができる。

第九十二条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合

いて収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下この項において「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下この項において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特定期間中に収入した金額 第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）の合計額のうち、療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めることにより算定した額

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合が特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政安定化基金に充てなければならぬ。

第三款 特別高額医療費共同事業

第一百七十七条 指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、後期高齢者医療広域連合に対し被保険者に係る著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「特別高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところによる費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

第四款 保険者の後期高齢者支援金等（後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務）

第一百八十八条 支払基金は、第一百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この節において同じ。）から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）を徴収する。

保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。（後期高齢者支援金の額）

の確定後期高齢者支援金の額を超えるときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たないときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額に満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

前項に規定する後期高齢者調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算後期高齢者支援金の額、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額を厚生労働省令で定めることにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額

二　被用者保険等保険者以外の保険者　当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の見込額を厚生労働省令で定めることにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

前項各号の概算後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に

(確定後期高齢者支援金)
係る加入者の見込数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。

第一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者支援金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者支援金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めることにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、同年度における同一の被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額に、同年度における同一の被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た率及び確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

イ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬 総額
ロ 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬 総額の合計額

二 被用者保険等保険者以外の保険者 前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象者支援金の額は、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額

前項各号の確定後期高齢者支援金調整率は、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事項についての達成状況、保険者に係る加入者の数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定する。
(後期高齢者関係事務費拠出金の額)

(通知)

第一百二十三条 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による通知の事務を国保連合会に委託することができる。

(準用)

第一百二十四条 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、後期高齢者支援金等について準用する。

第五款 後期高齢者医療広域連合の出産育児支援金等

(出産育児支援金の徴収及び納付義務)

第一百四十四条の二 支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産育児支援金を徴収する。

2 後期高齢者医療広域連合は、出産育児支援金を納付する義務を負う。

(出産育児支援金の額)

第一百二十四条の三 前条第一項の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金の額は、医療保険各法の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用(次条第一項及び第二十四条の七第一項において「出産育児一時金等の支給に要する費用」という。)の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、出産育児支援金率及び全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

2 令和六年度及び令和七年度における前項の出産育児支援金率は、百分の七とする。

3 令和八年度以降の年度における第一項の出産育児支援金率は、第二号に掲げる率を、二年ごとに政令で定める。

1 百分の七に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和六年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率

2 前号に掲げる率に、百分の九十三に当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を、政令で定める。

総数を令和六年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率を乗じて得た率を加えて得た数

(出産育児交付金)

第一百二十四条の四 支払基金は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して、出産育児交付金を交付する。

2 前項の出産育児交付金は、第百二十四条の二第一項の規定により支払基金が徴収する出産育児支援金をもつて充てる。

3 第一項の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とする。

第一百二十四条の五 支払基金は、第百三十九条第一項第三号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産育児関係事務費拠出金を徴収する。

2 保険者は、出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

第一百二十四条の六 前条第一項の規定により各保険者から徴収する出産育児関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第三号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(通知)

(出産育児関係事務費拠出金の額)

第一百二十四条の七 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の額その他厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、市町村が実施する高齢者心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地域支援事業(次条第一項において「地域支援事業」という。)と一体的に実施するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地

2 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数その他厚生労働省令で定めた事項を通知しなければならない。

(準用)

第一百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 雜則

第百二十四条の九 第百条第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金は、相殺するものとする。

2 第百八条第一項及び第二十四条の二第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する後期高齢者支援金等及び出産育児支援金は、相殺するものとする。

3 第百八条第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金と第百二十四条の二第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児関係事務費拠出金を相殺するものとする。

2 第百八条第一項の規定により支払基金が各保険者から徴収する出産育児支援金は、相殺するものとする。

3 第百八条第一項の規定により支払基金が各後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

2 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

2 前項の指針における事項

3 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

4 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

5 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

6 その他の高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた配慮すべき事項

7 第六項の指針は、健康診査等指針、国民健康保険法第八十二条第十一項に規定する指針及び介護保険法第百六十二条第一項に規定する基本指針と調和が保たれたものでなければならない。

(高齢者保健事業の市町村への委託)

第一百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「高齢者保健事業」という。)を行うよう努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、医療保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村及び保険者との連携を行なうとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地

2 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数その他厚生労働省令で定めた事項を通知しなければならない。

(準用)

第一百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の療養環境の向上のためには必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関するものとする。

2 その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

2 前項の指針における事項

3 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

4 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

5 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

6 その他の高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた配慮すべき事項

7 第六項の指針は、健康診査等指針、国民健康保険法第八十二条第十一項に規定する指針及び介護保険法第百六十二条第一項に規定する基本指針と調和が保たれたものでなければならない。

(高齢者保健事業の市町村への委託)

第一百五十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対する高齢者保健事業の実施が推進されるよう努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業(以下「高齢者保健事業」という。)と一体的に実施するものとする。

3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業(次条第一項において「高齢者保健事業」という。)及び介護保険法第二百五十五条第一項から第三項までに規定する地

2 後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数その他厚生労働省令で定めた事項を通知しなければならない。

(準用)

第一百二十四条の八 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 その適切かつ効率的な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 前項の指針における事項

4 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対する高齢者保健事業の実施が推進されるよう努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者に対する高齢者保健事業の実施が推進されるよう努めなければならない。

者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省に実施するための規定期定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合及び療広域連合から委託を受けた市町村は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者(保険者に加入していたことがある者に限る。)があるときは、当該被保険者が加入していた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健診若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を行う。以下この条及び次条において同じ。)その他の高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事

4 前三項の規定により、記録の写し又は情報の業を効果的かつ効率的に実施するために必要な提供を求められた保険者並びに市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写し又は情報を提供しなければならない。

5 前条第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた記録の写し又は情報に加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。

(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託)

第二百一十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、
高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができる認められる関係機関又は関係団体（都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。）に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第二百一十五条の二 第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第四項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報を提供することができる。

百二十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「高齢者保健事業等」という。）に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間（国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）の連絡調整を行うとともに、高齢者保健事業等に関して、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第一百三十二条 国及び地方公共団体は、前条の規定により国保連合会及び指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他措置を講ずるよう努めなければならない。

第九節 雜則

（都道府県の助言等）

第一百三十三条 都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合その他の政令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（報告の徴収等）

第一百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）に対し、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定に関する必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前二項

は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。
(借入金及び債券)
第一百四十七条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。
二 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。
三 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
四 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
五 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
六 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
七 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
八 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
九 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十二条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
十 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第一百四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育児交付金の円滑な交付のために必要があると認めるとときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保證することができる。

は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

支払基金は、高齢者医療制度関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、长期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第一百四十九条 支払基金は、次の方法によるほか、高齢者医療制度関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託(協議)

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託(協議)

項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(審査請求)
第一百五十四条 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会の高齢者医療関係業務

第一百五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む)の規定により後期高齢者医療圏連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行なうことができる。

都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行なうため必要な支援を行うものとする。

特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び研究開発の推進

(第七章 雜則)
第一百五十六条 国保連合会が前条の規定により行う業務(以下「高齢者医療関係業務」という。)について同法第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定による権限について、それぞれ準用する。

対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

一 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)

都道府県知事は、支払基金につき高齢者医療制度関係業務に關し社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例

第一項第一項に規定する命

務に係る経理については、その他の経理と区分

は、社会保険診療報酬支払基金法第十一條第二

条の二の二 保険料の賦課決定は、當該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこ

の賦課決定の期間制限)

は、社会保険診療報酬支払基金法第十一條第二

れに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。次項において同じ。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法(国民健康保険法を除く。)との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、當該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、當該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

(期間の計算)

第百六十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(被保険者番号等の利用制限等)

第百六十三条 厚生労働大臣、後期高齢者医療広域連合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の後期高齢者医療の事業又は当該事業に関する事務の遂行のため被保険者番号等(被保険者番号)。(厚生労働大臣が後期高齢者医療の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるものをいう。)及び被保険者の番号(後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。)をいう。以下この条における「利用する者」として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」といいう。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要な場合を除き、何人に對しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、後期高齢者医療の事業又は当該事業に関する事務の遂行のため被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

三 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

第百六十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対するおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対する期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

る者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

2 第十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(国保連合会に対する監督)

第百六十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(支払基金等への事務の委託)

第百六十六条 第七十一条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十七条第一項の規定による保険料八項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

一 第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施、第一百四条第一項の規定による保険料の徴収、第二百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務に係る情報の収集又は整理に関する事務。

二 第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施、第一百四条第一項の規定による保険料の徴収、第二百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務。

三 第五十六条に規定する後期高齢者医療連合の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

(関係者の連携及び協力)

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、他の後期高齢者医療広域連合及び保険者並びに法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

(実施規定)

3 国、後期高齢者医療広域連合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険法、この法律その他の医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百六十七条 第三百三十九条第一項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由があつて、

第百六十八条 第三十一条、第一百二十五条の二第二項又は第一百二十五条の四第三項の規定に違反し

る者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他

の物件を検査させることができる。前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(罰則)

床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。

第三条 都道府県知事は、病床転換助成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換助成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額に、すべての都道府県における病床の転換の見込み及びそれに要する費用の予想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

3 厚生労働大臣は、都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、その金額を通知しなければならない。

第四条 都道府県は、病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(病床転換助成交付金)

第五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を交付する。

(病床転換助成交付金)

第六条 都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充てる。

(病床転換支援金の徴収及び納付義務)

第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者

（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。

第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めることにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額)

第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者がから徴収する病床転換助成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(支払基金の納付等)

第十条 第四十四条、第四十五条第一項（第二百二十九条、第二百三十四条第二項及び第三項、第二百五十九条、第二百六十条、第二百六十二条並びに第二百六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定（準用））において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、病床転換助成事業に係る必要な事項が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第十三条 附則第一条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

第十四条 附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十九条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

第十五条 附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十九条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

第十六条 附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十九条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

第十七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者

により、当該額を国庫に納付しなければならない。

第十八条 厚生労働省令は、病床転換支援金等を納付する義務を負う。

第十九条 厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより算定する政令で定める日までの間において、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に係る費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

第二十条 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、病床転換支援金等徴収額から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

第二十一条 支払基金は、附則第十一条第一項（準用）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定める。

第二十二条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者

いたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下の条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む「以上の病院等」（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていった被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等（以下この条において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれ場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

「統院入院等」という。により当該の一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合では、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。）

（市町村の特別会計への繰入れ等の特例）

第十三条の四 当分の間 第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「同条各号に掲げる場合のいわゆるに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の」とあるのは、「条例の」とする。

（財政安定化基金の特例）

第十四条 都道府県は、当分の間、第一百六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るために交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。（令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例）

第十五条 令和六年度及び令和七度においては、第一百二十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

附 則 昭和五八年一二月一日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によつる改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五九年八月一四日法律第七
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六
号)
この法律は、公布の日から施行する。
第二十条(結核予防法附則第八項の改正規定を除く。)及び第二十八条の規定による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。以下同じ。)について適用し、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
附 則 (昭和六一年一二月二二日法律第一〇六号)
(施行期日)

二 定に係る部分に限る)並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十一条の規定 公布の日

(医療費に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老人健法」という。)の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(医療費拠出金等に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老人健法」という。)第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の医療費拠出金の額の算定については、なお従前の例による。

2 昭和六十一年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第四条 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老人健法第五十五条第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老人健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(口において「施行日以後医療費見込額」という。)に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人當

たりの施行日以後医療費見込額の平均額額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項第二号ロの政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第五条 昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）に要する費用の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額

イ 一からロに規定する加入者按分率を控除して得た率

ロ 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る旧老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た率

二 次に掲げる額の合計額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額（以下この号において「施行日以後医療費額」という。）に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

るにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下の号において「平均一人当たり老人医療費額」という)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(ハにおいて「調整対象外医療費額」という)を除く)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の八十を乗じて得た額

第六条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「老人医療費見込額」という)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費見込額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という)で除して得た率が、当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあっては、平均一人当たり老人医療費額を乗じて得た額を除く)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

額」という。)を除く。)の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の九十を乗じて得た額

第七条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額(次号において「老人医療費額」という。)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)の百分の九十九に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の九十を乗じて得た額

なると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、附則第四条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めることにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

附則第五条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額に相当する額（以下この項において「確定拠出金相当額」という。）から、市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額について旧老健法第五十六条の規定の例により算定される額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額であつた保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、附則第五条の規定にかかわらず、当該保険者に係る確定拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

口 次に掲げる額の合計額の十二分の二に相当する額

(1) 昭和六十一年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十二年度老人医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、昭和六十一年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額で除して得た率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(=3)において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

(3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」とあるのは「確定医療費拠出金」と「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」

と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十一年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に關し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。
(昭和六十一年度の拠出金の額の変更等)

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人保健施設の試行的実施)

第十三条 厚生大臣が指定する者は、第四条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)の施行前に、第四条の規定による改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を經營する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。
(国会に対する報告)
(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行における老人医療費の動向、健康保険組合の決算の状況等各医療保険の運営の状況、老人保健法による医療費拠出金の額の動向等を勘案し、昭和六十一年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十五条 政府は、新老健法第二十八条第一項第一号に規定する給付に要する費用の額が低額である場合には当該額に対する同号に規定する一部負担金の額の割合が著しく高くなることがあるにかんがみ、必要があると認めるときは、同号の一部負担金の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 **(平成二年六月一九日法律第五八号)抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定(前号に掲げるものを除く。)、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 **(平成三年一〇月四日法律第八九号)抄**

（平成三年度の拠出金の額の変更等）

第十一条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2　新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備）

第十二条　厚生大臣は、新老健法第四十六条の十七の五第一項の厚生省令を定めようとする場合に準用する。

三 行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設疗養費等額（市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後行われた新老健法第十四条第一項に規定する老人保健施設療養費等に係る費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。(以下この条において同じ)。から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者(二)の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という)で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。(口において同じ)。を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

規定並びに同法第六十九条の第一、第七十七条の第一、ノ四第五項（「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。）及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第一条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の文正規定、同法第二十四条ノ二を削る文正規定の適用に付しては、なお前項の例による（その他の経過措置の政令への委任）。

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成四年三月三一日法律第七号）抄
（施行期日）

き、及び同条第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第二項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

（老人保健施設に関する経過措置）

第十三条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定によつて行われた聴聞、聞くに若しくは聴聞会の(不利益处分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一日法律第八九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定に伴う経過措置)

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る老人保健法の規定による給付については、なお従前の例による。

第二十二条 厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、第四条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第十七条第一項第五号に掲げる給付を受ける老人医療受給対象者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看

四第二項第二号の改正規定、同法第六条の二の改正規定、同法第十五条规定の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第十九条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十条の二を同法第一項の改正規定、同法第二十二条の二を同法第二十条の二の二とし、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の七に次に一条を加える改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第二号の改正規定並びに附則第三十一条中社会福祉事業法第二条第三項第2号の三の文を削除する。」(昭和二年六月一日公布)。

章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十条の改正規定及び同法第六十条の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

護（以下この条において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日以後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新老健法第三十二条第一項に規定する医療とみなして司頂の規定を

2 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徵収が行われる場合における地方公務員等の共済組合法(昭和三十七年法律第百五十一号)の規定の適用については、同法第百十三条规定中「第五十三条第一項」とあるのは、「第十五条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

いて「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

中「上限割合（当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね三分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下のこの項及び次条第三項において同じ。）」を超えるときは「上限割合」とあるのは「百分の二十二」を超えるときは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「第一項第一号イ及び前項」とあるのは「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率について、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の二十二」を超えるときは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。

第二十三条 厚生大臣は、新老健法第三十一条の二第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会から諮問することができる。この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老健法第七条に規定する政令で定める審議会からの方の答申とみなす。

制度の目的を踏まえ、この法律の施行後ににおけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時料金、事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関する検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な整備措置は、文部省令で定める。

法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。
附 則（平成七年三月三一日法律第五三
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。
第四条 削除
(交付金二割十の零百留保額)

(事業費拠出金等に関する規定の施行前の準備)

第一項の施行に係るのと並行して、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設

規定する政令で定める審議会が述べた意見のみなす。

第二十三條から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

組合の業務等の特例)
第二十五条 新老健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八百二十九号)の規定の適用については、同法第三条第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三条第一項」とする。

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において

第十三条

この法律（附則第一条ただし書に規定するものに限る）に規定する事項については、当該規定によります。

（平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置）

附 則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄
(施行期日)

(加入者調整率に関する特例)

第七条 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の規定による医療費の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の支給)

第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。この法律による改正後の老人保健法第二項の規定の適用については、同項施行日から平成十一年三月三十一日までの間ににおけるこの法律による改正後の老人保健法第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の規定による改定)

第八条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。この法律による改正後の老人保健法第二項の規定の適用については、同項施行日から平成十一年三月三十一日までの間に改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間は「千円」と、同年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「千円」とする。

(検討等)

第十五条 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置)

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、

第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るもの)を除く。から適用する。

第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るもの)を除く。から適用する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

四十二条第三項(同法第四十六条の五及び第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 平成十年度の概算医療費拠出金の額は、老人保健法第五十五条第一項及び第三条の規定による改正後の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「新平成七年改正法」という。)附則第八条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額として算定された額に、平成十年四月からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第十三条 年改定加入者調整率(昭和二十三年法律第二百一十九号)により、平成十一年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第十四条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 老人保健法第六条第四項に規定する保健施設、同法第二十五条第三項に規定する保険医療機関等、同法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者が附則第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払われた医療又は入院時食事療養費、特定療養費、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費の支給に関する費用の返還について

第十六条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

いう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改定加入者調整率第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第十七条 年改定加入者調整率(平成十一年度の拠出金の額の変更等)

第十八条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に相当する額に、平成十一年三月三十一日までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第十九条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

いう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改定加入者調整率第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第二十一条 年改定加入者調整率(平成十一年度の拠出金の額の変更等)

第二十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に相当する額に、平成十一年三月三十一日までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第二十三条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

いう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改定加入者調整率第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第二十五条 年改定加入者調整率(平成十一年度の拠出金の額の変更等)

第二十六条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に相当する額に、平成十一年三月三十一日までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第二十七条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

いう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改定加入者調整率第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第二十九条 年改定加入者調整率(平成十一年度の拠出金の額の変更等)

第三十条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に相当する額に、平成十一年三月三十一日までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第三十一条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

いう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上の加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改定加入者調整率第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第三十三条 年改定加入者調整率(平成十一年度の拠出金の額の変更等)

第三十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、老人保健法第五十九条(国民健康保険法第八十条の一部を改正する法律(以下「旧平成七年改正法」という。))の規定に基づき平成十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額に相当する額に、平成十一年三月三十一日までの月数を十二で除して得た率を乗じて得た額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

第三十五条 年改定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定平成十年七月一日(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 年改定加入者調整率は、厚生省令で定めるところにより、平成十一年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者を

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はは、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により當該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改定前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改定前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改定後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改定後のそれぞれの法律の適用については、改定後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告・届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、これを、改定後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に對して報告・届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改定後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第一百六十一条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前にされた國等の事務に係る行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)が

あつたものについての同法による不服申立てに引続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

附則 (平成二年二月六日法律第一〇四〇号) 抄
(施行期日)
一 略

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

第二条 (医療保険制度等の抜本改革)

第三条 医療保険制度等については、平成十二年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行ふための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第四十二条 この法律は、公布の日から算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇四二号) 抄
(施行期日)
一 略

第一条 この法律は、公布の日から算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

第三条 第二条第一項及び第五項、第十四条第一項の規定 公布の日から定める経過措置

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為及び当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の改正規定に係る部分に限る。、第千三百五十五条、第千三百六六条、第千三百二二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第四十二条 この法律は、公布の日から算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十三条 この法律の施行前にした行為及び当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第六条 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

第七条 第二条第一項及び第五項、第十四条第一項の規定 公布の日から定める経過措置

第一条 この法律は、公布の日から算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

- 一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

5 政府は、おおむね三年を目標に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

6 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 政府は、次に掲げる事項について検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

三 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者(施行日において七十五歳以上である者を除く。)については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日(その者が七十五歳以上の者に該当するに

至った日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）の規定（新老健法第二十五条第一項第二号の規定を除く。）

第十一條 新老健法第四十八条から第五十条までの規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」と総称する。）に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

第十二条 施行日から平成十八年九月三十日までの間に行われる医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用についての新老健法第四十八条から第五十条までの規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる医療等が行われる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三 条	平成十七年十月一日 から平成十八年九月 三十日まで				平成十六年十月一日 から平成十七年九月 三十日まで				平成十四年十月一日 から平成十五年九月 三十日まで			
	平成十三年度以前の年度の概算医療費 拠出金及び確定医療費拠出金については、なお 従前の例による。				平成十四年度の概算医療費拠出金の額 は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応 じ、それぞれイ又はロに掲げる額				平成十五年度の概算医療費拠出金の額 は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一、次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応 じ、それぞれイ又はロに掲げる額			
	第十 条	第五 条	第 九 条	第 四 条	第 十 条	第 八 条	第 四 条	第 九 条	第十 条	第 四 条	第 八 条	第 四 条
	一 分 の 二	四 分 十 の 二	六 分 十 の 二	一 分 百 分 之 四 十 四	一 分 十 の 二	四 分 十 の 二	六 分 十 の 二	一 分 百 分 之 四 十 四	二 分 六 百 分 之 四 十 四	六 分 十 の 二	一 分 百 分 之 四 十 四	八 分 六 百 分 之 四 十 四
	六 の 四 十	六 百 分 之 四 十	六 百 分 之 四 十	五 十四	二 分 六 百 分 之 四 十	六 分 十 の 二	六 分 十 の 二	二 分 六 百 分 之 四 十	六 分 十 の 二	一 分 百 分 之 四 十 四	八 分 六 百 分 之 四 十 四	十二 分 六 百 分 之 四 十 四
												六 百 分 之 四 十 四

(1) 当該保険者に係る平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

(i) 特別調整前概算医療費拠出金相当額
当該保険者の給付であつて旧老健法第六条第一項に規定する医療保險各法の規定による医療に関する給付（第一条の規定による改正前の健康保険法第六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び第四条の規定による改正前の国民健康保険法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。）の平成十四年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

口 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後概算負担調整基準超過保険者（施行日以後概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額（施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第六項において同じ。）を控除して

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者（施行日以後確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいいう。第七項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する施行日以後の医療等に要する費用の額をいいう。以下この条において同じ。）に、「一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額との合計額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第八項の(i) 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

ロ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者以外の保険者（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整額との合計額

前項第一号イの施行日前確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成二施行日前確定特別調整基準超過保険者以外の保険者、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

十四年四月一日以後施行日前の期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者者が確定施行日前基準超過保険者（一の保険者）に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額

率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。
第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」（当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者（二）の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額から施行日以後調整対象外医療費額（（一）の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（いわゆる「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額を施行日以後負担調整額に乗じて得た額を乗じて得た額とする。
二 施行日以後調整後老人医療費額
第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額（施行日以後確定負担調整前確定医療費拠出金相当額）と後特定費用確定率を乗じて得た額とする。

調整対象額を控除して得た額)に施行日以後確定負担調整加算率(すべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用確定率は、各保険者に係る施行日以後特定費用額(市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額で除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期概算負担調整基準超過保険者(前期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。)前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額(前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率

(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。)を各保険者に係る後期老人医療費見込額で除して得た率とする。
11 第一項第二号イ(2)の後期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び後期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。
第十七条 平成十五年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるうえ、次の各号に掲げる額の合計額とする。
イ 一次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額の合計額とす。
イ 前期確定負担調整基準超過保険者(後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。
イ 前期確定負担調整基準超過保険者(前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期内に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。
イ 前期確定負担調整基準超過保険者(前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期内に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。

口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以前に行われた医療関連給付に要する費用の額
口 (i) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額
(2) (i) 前期負担調整基準超過保険者以外の保険者(後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額)
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期負担調整基準超過保険者以外の保険者(後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額)

2 第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする)で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とする。
口 (i) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以前に行われた医療等に要する費用の額
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額
(2) (i) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額

4 第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
口 (i) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た額の百分の六十六に相当する額
口 (i) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た額の百分の六十六に相当する額
口 (ii) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た額の百分の六十六に相当する額

5 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た額の百分の六十六に相当する額
6 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。
7 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
口 (i) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
口 (ii) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
口 (i) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
口 (ii) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
口 (i) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の額
口 (i) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
口 (ii) 前期調整対象外医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額

8 第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
口 (i) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
口 (i) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
口 (ii) 当該保険者に係る前期内に掲げる額と、後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に、後期準備加入者調整率を

度 平成十七年	度 平成十六年	度 平成十五年十 月一日	度 平成十六年十 月一日	度 平成十五年十 月一日	度 平成十五年十 月一日	度 平成十五年十 月一日	度 平成十五年十 月一日	度 平成十五年十 月一日	度 平成十五年十 月一日
月 一 日	月 三 十一 日	平 成 十 五 年 三 十 一 日	平 成 十 六 年 三 十 一 日	平 成 十 五 年 四 十 九 日	平 成 十 六 年 四 十 九 日	平 成 十 五 年 四 十 九 日	平 成 十 六 年 四 十 九 日	平 成 十 五 年 四 十 九 日	平 成 十 六 年 四 十 九 日
月 一 日	月 三 十一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日
月 一 日	月 三 十一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日	平 成 十 五 年 十 一 日	平 成 十 六 年 十 一 日

度 度 度		度 度 度		度 度 度		度 度 度		度 度 度		度 度 度	
平成十八年		平成十七年		平成十六年		平成十五年十		平成十五年十		平成十八年	
月三十一日	月一日										
平成十六年三	平成十五年四	平成十五年十	平成十六年三	平成十五年四	平成十五年十	平成十六年三	平成十五年十	平成十六年三	平成十五年十	平成十八年三	平成十九年三
月三十一日	月一日	月一日	月三十一日								

9
で得た額を基礎として固定歩合が定められる。
をいう。) を乗じて得た額とする。
第一項第二号イ(1)(i)の後期特定費用
確定率は、各保険者に係る後期特定費用額(市
町村が平成十五年度において支弁した一の保険
者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲
げる場合に該当する者に対する平成十五年十月
一日以後に行われた医療等に要する費用の額を
いう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額
で除して得た率とする。

8
二　後期調整後老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

口　後期調整対象外医療費額

第一項第二号イの後期負担調整額は、当該保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額（後期確定負担調整基準超過保険者）については、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額）に後期確定負担調整加算率（すべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整額前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎にして算定するものとし、このにより算定された額をいう。口において同じ。）を控除して得た額に、後期確定加入者調整率を乗じて得た額

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、平成十四年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条 この法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受ける権利の時効については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

（一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条におけることとされる場合及びこの附則の規定によりなされたその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)(罰則に関する経過措置)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十五条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十五条、第三十九条及び第五十六条の規定

(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条规定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第
一〇二号) 抄

(施行期日)
この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する(罰則に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十九条、第九十条、第一百四十四条、第一百七条、第一百二十条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条から第三十一条まで、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条の二及び第一百三十一条の二の規定 平成二十年十月一日

2 第二条 (検討)
政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 高齢者医療確保法による高齢者の医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用による。

用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第六条又は第七条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係るこれらの条の規定による医療等については、それぞななお従前の例による。

第三十三条 厚生労働大臣は、第六条の規定による改正後の老人保健法第十七条第二項第三号及び第四号の定め(同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。)、同法第三十一條の二の二第二項及び第四項の基準並びに同法第三十二条の三第二項第一号及び第三項の基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

2 厚生労働大臣は、高齢者医療確保法第六十四条第二項第三号及び第四号の定め(同項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものを除く。)、高齢者医療確保法第七十二条第一項の基準、高齢者医療確保法第七十四条第二項及び第四項の基準、高齢者医療確保法第七十五条第二項及び第四項の基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、第七十六条第二項第一号及び第三項の基準並びに高齢者医療確保法第七十八条第四項及び第七十九条第一項の基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、第七十七条の規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

第三十五条 都道府県及び市町村は、第七条の規定の施行の日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為をすることができる。
第三十六条 この法律の公布の日に現に存する市町村(この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設ける日までの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。)は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成十八年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

第三十七条 第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の老人保健法(以下「平成二十年四月改正前老人保健法」という。)の規定による改正前老人保健法第二十五条の二の規定による市町村長に対する届出(高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。)は、高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定により後期高齢者医療確保法第五十四条第一項の規定によりされた後期高齢者医療広域連合に対する届出となります。

2 第七条の規定の施行の際現に受けている平成二十年四月改正前老人保健法第二十五条第一項第二号の規定による市町村長の認定(高齢者医療確保法第五十一条各号のいずれかに該当する者に係るものを除く。)は、高齢者医療確保法第五十条第一号の規定により後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなす。

第三十八条 第七条の規定の施行の日前に平成二十年四月改正前老人保健法の規定により行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等に要する費用(以下この条において「平成二十年四月前後の医療等に要する費用」という。)のうち平成二十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれら的事務の執行に要する費用については、平成二十年四月改正前老人保健法第四章(第五十一条及び第五十二条を除く。)第五章及び第六章(第七十九条第一項及び第二項を除く。)の規定(これらの規定に基づく命令を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適

用に關し必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十八年度以後に請求されるものについては、平成二十年四月改正前老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして、同法第四章第四節及び第五章の規定を適用する。

3 平成三十年度以後の各年度における平成十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十年以前の請求されたものの支弁及び負担に係る事務の執行に要する費用（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下この項において「支払基金」という。）の事務に係るものに限る。）については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対しても、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の处分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一)
(施行期日) 抄
二号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四)
(施行期日) 抄
七号

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二一年七月一五日法律第七)
(施行期日) 抄
七号

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条までの改正規定、第四章の二条から第三十条までの改正規定、(第二十九条の二第一項若しくは第二項又は)を削る部分に限り一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条及び同法附則第十四条の次に三条を改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第十条から第十一条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る)並びに附則第二十二条の規定(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)
第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一)
(施行期日) 抄
九号

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年五月一九日法律第三)
(施行期日) 抄
五号

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年五月一九日法律第三)
(施行期日) 抄
五号

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二二年五月一九日法律第三)
(施行期日) 抄
五号

第十三条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかる規定による概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項の規定による算定された額を当該被用者保険等保険者に適用することとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十六条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項の規定による算定された額を当該被用者保険等保険者に適用することとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後遅延なく、平成二十二年度における各被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支

る改正規定並びに同法附則第二十九条第一項第四号を削除する改正規定、同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十一条中国家公務員共済組合法第四十条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十一条第十二条の二第二項、第七十三条第十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二十二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九项及び第十三条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削除する改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定同法第百十六条第一項及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八项及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定(私立学校教職員共済組合法第三十九条第三号の改正規定を除く)、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定(「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く)及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得者である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉の措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制度上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第五十一条 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国民健康保険法等一部改正法」という。）第三条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下附則第五十一条の七までにおいて同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第五十二条の二 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算

算前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十四条第一項及び第二十七条の規定による改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十七条の規定による改正前の高齢者医療確保法（以下「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の三 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十五条第一項及び附則第十三条の四第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の七の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の四 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定にかかるらず、これららの規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定を適用することとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十三条の五 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項の規定にかかるらず、これらの規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の高齢者医療確保法（附則第六十条第二項において「平成二十九年改正前高齢者医療確保法」という。）第三十九条第一項及び附則第十三条の九第一項の規定を適用するとしたならばこれらの規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十四条の六 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概

算後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法第一百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の七 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法第一百二十条第一項第一号及び附則第十四条の三第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第四条の十第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の八 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

第五十三条の九 平成二十八年度における健康保険法附則第五条及び第二十五条の三の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法第百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六及び第十三条の八の規定を適用するとしたならば健康保険法附則第五条及び第二十五条の三の規定による改正後定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の十 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられる額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六、第十三条の八及び第十四条の九の規定を適用するとしたならば第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第七十一条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任

第七十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定

第一条 この附則に規定するものほか、この他の経過措置の政令への委任

第一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七十二条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百零四条及び第一百五十九条の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款

中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える

規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える

規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、

規定、第二百九十二条第一項、第二百九十二条の二第一項、第二百九十二条の三第一項、第二百九十二条の四第一項、第二百九十二条の五第一項、第二百九十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改

正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第二百九十二条)の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第二百九十九条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条の第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

よることとされる場合におけるこの法律の施行後になった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
(第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

七条、第一百二十八条、第一百四十二条の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百十二条まで及び同法第二百四十二条の次に「一条を加える改正規定」、同法第二百二条第一項、第二百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に「一条を加える改正規定」、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条规定から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

「サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、同法第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る)、同法第二十条の二の二の改正規定(「住宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る)、並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項に第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る)、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く)、並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

(検討)

〔改正後の各法律〕といふ。の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に對応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日前の期間に對応するものについては、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号の規定（入居に係る部分に限る。）は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十七条 新高齢者医療確保法第六十条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十八条 新高齢者医療確保法附則第十三条の五の六の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項（同法第二百二十四条及び附則第十四条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金の

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条における規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（政令（の委任））

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二七年五月二九日法律第三
一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の一の改正規定

二 第二項及び第六十二条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定

三 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第十四条まで、第四十七条から第五十一条までの規定

四 第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及

三号改正前高齢法第一百一十一条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。)の合計額(以下この項において「平成二十八年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額」という。)を超えるときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十八年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十八年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者納付金の額（当該市町村に同法第三十九条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一月二四日法律第八四号) 抄

(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二六日法律第一一四号) 抄

(施行期日)
一 略

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

（検討）
第二条
二 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）
第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和元年五月二二日法律第九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十一条第一項及び第二項並びに百十一条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定
二 略
三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに同法第百四十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十一

介護保険法第百十五條の四十五中第五項を第一項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七條第三項第六号の改正規定を除く。並びに第十四条中船員保険法第二百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第一項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定（令和二年十月一日）

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第二百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定（令和三年四月一日）

六 第二条中健康保険法第二百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定（令和四年四月一日）

（検討）

律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期日をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなつた場合には、当該保険料を課することができることとなつた日とする。）が到来する保険料について適用する。（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ 及びロ 略
ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千万元円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第

一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第十九条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百四十九条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同法第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定

(罰則に関する経過措置) 第三十二条 この附則(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条、第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条规定、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日
二から六まで 略

七 第二十七条 (住民基本台帳法第二十四条の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十七条の次に一条を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第一百一十九条の改正規定(「戸籍法の下に正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の

項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二条)第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一年)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三十条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十一号」に改める部分に限る)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定並びに附則第七条の規定 令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間ににおいて政令で定める日

五 略

六 第一条中健康保険法第二百五十五条の四第二項及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条规定の三第二項及び第一百十三条规定の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第一百四十四条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条の二第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第五十五条中地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四条规定の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条の二第二項及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法令の規定によりその検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。その他に必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(高齢者の医療の確保に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この条において「新高確法」という。)第六十七条第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者医療給付についてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次項において「旧高確法」という。)の規定による後期高齢者医療給付については、それぞれなお従前の例による。

2 新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた旧高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対するための施策について、その実施状況の

2 第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全般号に定める日から施行する。

第一条 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の

3 第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

4 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な

法附則第十一條の三の規定、附則第二十一條の規定（附則第一條第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他これららの規定に關し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

6 令和七年度において、第六条の規定による改正後高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合に、は、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第一号施行日」とい

う。）前に第六条の規定（同号に掲げる規定による改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この条において「第一号改正前高確法」とい

う。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間

は、第六条の規定による改正後の高齢者の医療

規定期定により定められた全国医療費適正化計画を

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条において同じ。）は、第一号改正前高確法

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

三月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三

条の規定により定めた行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法

の確保に関する法律（次条において「第一号改

正後高確法」という。）第八条の規定により定められた全国医療費適正化計画とみなす。

第八条 第一号施行日前に第一号改正前高確法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。（以下この条において同じ。）は、第一号施行日から令和六年三月三十一日までの間

は、第一号改正後高確法第九条の規定により定められた都道府県医療費適正化計画とみなす。

第九条 新高確法第三十四条、第三十五条、第三

十八条及び第三十九条の規定は、令和六年度以降の各年度に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金並びに概算前期高

齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について適用し、令和五年度以前の各年度に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交

付金並びに概算前期高齢者納付金及び確定前期

高齢者納付金については、なお従前の例によ

る。

第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例によ

る。

第十二条 支払基金は、施行日前においても、新

高確法第百三十九条第一項第三号に掲げる業務

の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第十三条 附則第三条から前条までに規定するも

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令

で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

附則（令和六年六月一二日法律第四七

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、

律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十一月二十一日において決定されたこども未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金を限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち、「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の

均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するため必要となる費用については、全世代型社会的保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金公費負担額に相当する項目において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

一 令和八年度	おおむね六千億円
二 令和九年度	おおむね八千億円
三 令和十年度	おおむね一兆円

一 令和八年度
二 令和九年度
三 令和十年度

一 令和八年度
二 令和九年度
三 令和十年度

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行なうことをとする。

二 前号の予算編成過程における検討に当たつては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて、着実に進めること。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとすること。

四十八條（検討） 政府は、この法律の施行後五年を目標として、少子化の進展に対処するための子ど

一 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。
 二 第二項の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第一百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）
 三 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額

一 第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）
 二 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第一百三十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）
 三 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第一百三十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）
 四 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

も及び子育ての支援に関する施策の在り方にいて、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。